

徳島県規則第四十二号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第三百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十七条ただし書中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月一日から施行する。